

施設改修及び運営に係る基本的事項

放課後児童健全育成事業の施設改修及び運営を行うに当たっての基本的な事項を以下のとおり定める。なお、関係法令等を遵守しなければならないので「5.遵守すべき法令等」に列挙した関係法令、基準等を必ず確認すること。

1. 施設改修・運営にあたっての補助制度

施設改修・運営を行うに当たっては、以下の補助制度の活用が可能。詳細は補助金交付基準を確認すること。

(1) 施設改修経費に係る補助

「大津市放課後児童健全育成事業費補助金交付基準（放課後児童クラブ設置促進事業）」に基づき補助を行う。補助金の申請方法については、補助事業者の決定後に別途説明する。

放課後児童クラブ設置促進事業

補助対象経費	新たに放課後児童健全育成事業を実施するために必要となるテナントなどの既存施設の改修費、設備の整備・修繕費、備品の購入費、開設準備に必要な経費（礼金・開所前月分の賃借料） ※軽微な改修が対象であり、建物の構造を変えるような改修や、建物の効用を増加させるような改修は対象外となる。
補助基準額	開設準備経費を含む場合：12,600,000 円 開設準備経費を含まない場合：12,000,000 円
補助金額	補助対象経費と補助基準額を比較して少ない方の額(千円未満切り捨て)

(2) 運営経費に係る補助

「大津市放課後児童健全育成事業費補助金交付基準」に基づき、放課後児童健全育成事業の運営に要する経費の一部の補助を行う。補助金の申請方法については、補助事業者の決定後に別途説明する。

放課後児童健全育成事業補助

補助対象経費	放課後児童健全育成事業を実施するために必要となる経費
補助基準額	大津市放課後児童健全育成事業費補助金交付基準に定める基準額
補助金額	補助対象経費と補助基準額を比較し少ない方の額と、総事業費から寄付金その他収入を除いた額を比較して少ない方の額（千円未満切り捨て）

2. 施設改修の要件

(1) 必要な設備

専用区画	児童クラブには、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（専用区画）を設け、専用区画の面積は児童1人につきおおむね1.65㎡以上を確保すること。
設備及び備品	専用区画の他にトイレ、手洗い場等を有し、設備として靴箱、子ども用ロッカー、エアコン、専用電話、パソコン、印刷機など支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。 また、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けること。

※専用区画及び設備、備品等は衛生及び安全が確保されていること。

(2) その他の留意事項

- ①令和9年4月1日までに事業を実施するものであること。
- ②運営法人は継続して事業を行うこと。
- ③放課後児童クラブの施設改修・運営に関しては、事業の円滑な運営のため事業者の責任において、建物の貸主、自治会関係者、近隣住民等へ十分な説明を行うとともに、誠実に対応すること。
- ④施設について、放課後児童クラブ関係者や緊急車両、ごみ収集車等が一時駐車できるスペースなどを確保することが望ましい。施設や周辺に駐車スペースの確保が難しい場合は、近隣関係者への説明や保護者へ周知を行うなど十分配慮すること。
- ⑤施設改修にあたっては、近隣関係者からの要望に配慮し、可能な限り対応すること。また、事業者の責任において解決を図るよう努めること。
- ⑥開設後も地域住民に配慮した運営を行い、良好な関係を築くよう努めること。
- ⑦提案する施設は、放課後児童クラブとして使用する旨、貸主の了承を得ておくこと。
- ⑧提案する施設は、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けていること（新耐震基準）。または、耐震改修又は耐震診断を実施し、現行の耐震基準を満していること。
- ⑨施設改修を行う際は、設計を確定する前に、建築基準法や消防法等をはじめとする建築基準関係法令に適合すること。事業者又は事業者から設計を依頼された者は津市都市計画部建築指導課及び管轄の消防署等に必ず相談し、その指導に従うこと。
- ⑩提案する施設について、開所までに消防計画を策定すること。（事業者決定後、補助金に係る実績報告時の提出書類として、管轄消防署に提出した消防計画の写しを求める。）

3. 運営に係る要件

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する、放課後児童健全育成事業を実施すること。

実施においては、大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第63号。以下、「基準条例」という。）を遵守すること。

また、大津市立児童クラブ条例（平成12年条例第76号）、大津市立児童クラブの管理運営に関する規則、大津市立児童クラブ運営指針及び大津市立児童クラブ保育指針を基準とし、民間児童クラブ運営規程を定めること。

（1）開所日、開所時間

開所日：250日以上を原則として、児童の保護者の就労日数、小学校の休業日その他の状況等を考慮して定める。

土曜日も開所すること。ただし利用者のニーズが無い場合は閉所しても差し支えない。

開所時間：小学校の休業日 1日につき8時間以上

小学校の休業日以外の日 1日につき3時間以上

ただし、延長保育等により19時以降も開所するよう努めることとする。

（2）職員配置

①放課後児童健全育成事業を実施する者は、事業所ごとに放課後児童支援員を置かなければならない。

②放課後児童支援員の数、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。）をもってこれに代えることができる。

③一の支援の単位を構成する利用者の数は、おおむね40人以下とする。

④開所時間中は、必ず②の体制を維持しなければならない。

⑤放課後児童支援員は、都道府県が行う研修を修了したものでなければならない。

⑥その他、基準条例第10条の規定を遵守すること。

(3) 対象児童

小学校等に就学している1から6年生の児童で、大津市に住所を有し、保護者のいずれもがそれぞれ(保護者が1人である場合には、その保護者が)次のいずれかに該当することにより、家庭において保育を受けることが困難であると認められるもの。なお、いずれかに該当する場合でも、家庭において保育を受けることが困難であることを証する書類が保護者一人につき一式必要

- ①昼間労働することを常態としていること。(月15日以上かつ1日実働5時間以上)
- ②妊娠中(出産前8週間)であるか、又は出産後8週間を経過しないこと。
- ③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は身体に障害を有していること。
- ④同居の親族を常時介護していること。
- ⑤災害等に罹災し、復旧に当たっていること。

なお、定員に余裕がある場合は、上記①～⑤に該当しない児童を通所させても差し支えないが、児童数や当該児童の通所に係る経費を明確に切り分け、補助事業の実績報告書等の内容には含めないこと。

(4) その他

- ①放課後児童健全育成事業開始届を開始日までに児童クラブ課に届け出ること。
- ②開所後、放課後児童健全育成事業開始届の内容に変更が生じたときは、変更の日から1月以内に放課後児童健全育成事業変更届を児童クラブ課に届け出ること。
- ③民間児童クラブ運営規程を定めること。
- ④債権者登録申請書兼口座振替依頼書を提出すること。

4. 事業者が行う主な業務

(1) 利用者の募集・決定

通所期間は4月から翌年3月までの1年間とし、毎年通所児童を募集すること。児童の募集・選考・決定は、事業者において実施すること。

また、通所申込を受けるに当たっては、保護者に対し、利用料金や開所時間などについて、正確に説明すること。

なお、民間児童クラブにおいて通所決定された児童について、大津市立児童クラブも併せて申込をしている場合は、通所決定後速やかに児童クラブ課まで大津市立児童クラブの通所辞退の申し入れをするよう保護者へ案内すること。

（２）業務内容

①基本となる業務内容

「大津市立児童クラブ運営指針 第３章５（２）」に定める以下の事項を基本とする。

- ・ 保育に関する業務
- ・ 業務の実施状況に関する記録
- ・ 児童に関する記録
- ・ 運営に関する会議や打合せ
- ・ 放課後児童支援員育成研修の実施
- ・ おやつに関する業務
- ・ 遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓
- ・ ケガ、病気等の対応
- ・ 保護者との連携
- ・ 学校、地域、関係機関との連携
- ・ 会計事務
- ・ 市が依頼する放課後児童クラブに関する調査等への対応

また、業務の実施に当たっては安全計画（※）及び以下のマニュアルを作成し、従業員全員への共有、定期的な見直しを行い、児童の安全対策を徹底すること。

- ・ 事故防止・事故対応マニュアル
- ・ 防災・災害発生時対応マニュアル
- ・ 防犯・不審者対応マニュアル
- ・ 感染症予防・対応マニュアル

※安全計画の策定について

保育所等における重大事故が繰り返し発生する中、児童福祉法等の一部改正を受け、放課後児童クラブについては、令和６年４月１日より安全に関する事項についての計画（安全計画）の策定が義務付けられた。

については、「放課後児童クラブ等における安全計画の策定に関する留意事項等について（令和４年１２月２１日事務連絡・厚生労働省子ども家庭局子育て支援課）」を確認し、安全計画を策定すること。

②雇用確保等の取組

放課後児童支援員等の配置基準があることを踏まえ、安定的に雇用を確保するための取組を行うこと。また、研修等を通じて、保育の質の向上に向けた取組を行うこと。

③多様な活動

放課後児童健全育成事業に付加する事業として、スポーツクラブや塾など、その他特別な活動内容を実施することは差し支えない。ただし、当該特別な活動内容に必要な経費につい

ては本事業の対象とならないため、基本活動（放課後児童健全育成事業分）と多様な活動（保育料等には含まれていない、有料メニュー等）については、経理を分けて管理しなければならない。また、多様な活動の実施に係る経費等は補助金の対象外となるので、補助事業の実績報告書等の内容には含めないこと。

④受入児童数の安定確保

事業の実施に当たっては、市立児童クラブの狭あい化対策及び補助金の交付を伴う事業であることを踏まえ、早期に受入児童数を定員まで確保するよう努めること。

また、受入児童数を安定して確保するための計画や実施方法を検討し、効果的に取り組むこと。

（３）利用料金の設定及び保護者への請求

利用料金については事業者が設定するものとするが、設定理由を明確にし、保護者のニーズを踏まえた額とすること。

利用料金の徴収方法は、口座振替や決済代行サービス等を活用し、極力現金でのやり取りが無いよう努めること。

＜参考：大津市立児童クラブ料金表※令和８年度＞

種別	金額（児童１人につき）
保育料	・毎月、児童１人につき１０，０００円（ただし、７月及び８月は１２，０００円）
延長保育料	・１８時３０分まで利用 月額１，０００円 ・１９時００分まで利用 月額２，０００円
間食費(おやつ代)	月額３，５００円
傷害保険料	年間８００円

【保育料及び間食費の減免制度】

大津市立児童クラブで実施している減免制度と同額以上の減額又は免除の実施に努めること。

減額又は免除を行った場合は「大津市放課後児童健全育成事業費補助金交付基準」に基づき、市が補助する。

利用料の減免制度について、利用案内や保護者説明会等で周知すること。

保護者から減免申請書及び減免内容を証する書類の提出があった場合は、内容を確認の上、保育料を減免し、減免した額については、年度分をまとめ市へ申請すること。

保護者が減額免除に該当する場合であっても、申請書の提出が無い場合や、減免内容を証する書類の提出が無い場合は、減免を適用しないこと。

減免の対象	減免内容（補助金額）	減免を証する書類
ア 保護者が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定により保護を受けている者及び前年度分の市民税が非課税である者への保育料、傷害保険料及び間食費の減額	・保育料（月額） ①通年入所 10,000 円（7 月及び 8 月の場合は 12,000 円） ②長期休業期間保育等 大津市立児童クラブの長期休業期間保育等における保育料減免額 ・傷害保険料 800 円 ・間食費（月額） ①通年入所 1,750 円 ただし、補助事業者の保育料及び傷害保険料が上記の額を下回る場合、当該補助事業者の保育料及び傷害保険料の額を補助金額とする。 加えて、補助事業者の間食費の 2 分の 1 に相当する額が上記の額を下回る場合、当該補助事業者の間食費の 2 分の 1 に相当する額を補助金額とする。	・保護決定通知書の写し ・市民税非課税証明書の写し
イ アに該当する者を除き、ひとり親家庭等に属する者への減額 ※ ひとり親家庭等とは、母子（父子）の届けを行った者及び児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）の規定による認定（母子認定・父子認定）を受けた者	保育料（月額） ①通年入所 2,000 円（7 月及び 8 月の場合は 2,400 円） ②長期休業期間保育等 大津市立児童クラブの長期休業期間保育等における保育料の 5 分の 1 に相当する額 ただし、補助事業者の保育料の 5 分の 1 に相当する額が上記の額を下回る場合、当該補助事業者の保育料の 5 分の 1 に相当する額を補助金額とする。	児童扶養手当証書の写し、福祉医療費受給券の写し、その他認定を受けたことがわかる書類の写し
ウ 児童が兄弟姉妹で 2 人以上児童クラブに通所登録している者への減額	最年少児童以外の兄姉の保育料（月額） ①通年入所 2,000 円（7 月及び 8 月の場合は 2,400 円） ②長期休業期間保育等 大津市立児童クラブの長期休業期間保育等における保育料の 5 分の 1 に相当する額 ただし、補助事業者の保育料の 5 分の 1 に相当する額が上記の額を下回る場合、当該補助事業者の保育料の 5 分の 1 に相当する額を補助金額とする。	

エ 児童が負傷、疾病 又はいわゆる不登校 により全月(長期休業 期間保育等の場合は 当該期間)にわたって 欠席した者への減額	・当該月分(長期休業期間の場合は当該期間)の保育料 ①通年入所 10,000円(7月及び8月の場合は 12,000円) ②長期休業期間保育等 大津市立児童クラブの長期休 業期間保育等における保育料減免額 ・当該月分(長期休業期間の場合は当該期間)の間食費 ①通年入所 3,500円 ただし、補助事業者の保育料及び間食費が上記の額を 下回る場合、当該補助事業者の保育料及び間食費の額を 補助金額とする。	医師の診断 書等
---	---	-------------

※イとウの両方に該当する場合は、最年少の児童は月額 2,000 円減額、最年少以外の児童は月
額 4,000 円減額(ただし、7月及び8月の場合は、最年少の児童の月額は 2,400 円減額、最年
少以外の児童は月額 4,800 円減額)

※アからエまでに該当する場合であっても、減免を受けようとする申請書や、減免内容を証す
る書類の提出がない場合においては、補填することができない。

※アからエまでに規定する保育料について、月又は期間の途中で新たに通所登録を受け、又は
通所登録の抹消を受けた場合における保育料の補助額は次のとおり読み替える。

区分	通所区分	補助金額
ア・エ	①通年入所	500円(当該月が7月又は8月の場合にあっては、60 0円)に当該月において通所登録を受けていた期間の日数 (当該期間においてクラブが開所されなかった日数を除 く。)を乗じて得た額(その額が10,000円を超えるとき は、10,000円。7月及び8月の場合、その額が12, 000円を超えるときは、12,000円。) ただし、補助事業者の保育料が上記の額を下回る場合、当 該補助事業者の保育料の額を補助金額とする。
	②長期休業期間保育等	・学年始め、冬季及び学年末における小学校等の休業日にお いて行う長期休業期間保育 500円に当該小学校等の休業日の期間において通所登 録を受けていた期間の日数(当該期間においてクラブが開所 されなかった日数を除く。)を乗じて得た額 ・夏季における小学校等の休業日において行う長期休業期 間保育 600円に当該期間において通所登録を受けていた期間

		の日数（当該期間においてクラブが開所されなかった日数を除く。）を乗じて得た額（その額が18,000円を超えるときは、18,000円） ただし、補助事業者の保育料が上記の額を下回る場合、当該補助事業者の保育料の額を補助金額とする。
イ・ウ	①通年入所	100円（当該月が7月又は8月の場合にあっては、120円）に当該月において通所登録を受けていた期間の日数（当該期間においてクラブが開所されなかった日数を除く。）を乗じて得た額（その額が2,000円を超えるときは、2,000円。7月及び8月の場合、その額が2,400円を超えるときは、2,400円） ただし、補助事業者の保育料の5分の1に相当する額が上記の額を下回る場合、当該補助事業者の保育料の5分の1に相当する額を補助金額とする。
	②長期休業期間保育等	・学年始め、冬季及び学年末における小学校等の休業日において行う長期休業期間保育 100円に当該小学校等の休業日の期間において通所登録を受けていた期間の日数（当該期間においてクラブが開所されなかった日数を除く。）を乗じて得た額 ・夏季における小学校等の休業日において行う長期休業期間保育 120円に当該期間において通所登録を受けていた期間の日数（当該期間においてクラブが開所されなかった日数を除く。）を乗じて得た額（その額が3,600円を超えるときは、3,600円） ただし、補助事業者の保育料の5分の1に相当する額が上記の額を下回る場合、当該補助事業者の保育料の5分の1に相当する額を補助金額とする。

（４）巡回相談や現地調査等への対応

滋賀県や本市が実施する巡回相談、現地調査等において指摘を受けた場合は、速やかに改善を図ること。

（５）保険の加入

児童を対象とした施設賠償責任保険、傷害保険等の必要な保険に加入すること。

(6) 運営内容の評価

放課後児童クラブでは、「放課後児童クラブ運営指針（令和7年1月22日こ成環第16号・こども家庭庁成育局長通知）」において、施設の自己評価に努めることとされている。ついては、質の向上のため、毎年、自己評価を行うよう努め、その結果を公表すること。自己評価にあたっては、滋賀県策定の「放課後児童クラブ福祉サービス評価基準」及び「自己評価実施ガイドライン」を参考とすること。

また、第三者評価機関による評価を3年に1回受審することが望ましい。第三者評価受審にあたっては補助制度の活用も可能。

(7) 虐待等の不適切な行為に対する対応

児童に対する虐待、その他不適切な保育（虐待等）が疑われる事象を把握した場合は、児童の安全確保を最優先とし、運営主体の責任者等に情報を共有した上で、速やかに児童クラブ課に報告するなど必要な対応を適切に行うこと。

また、職員個人の判断に委ねることなく、組織として対応すること。

詳細については、こども家庭庁「放課後児童クラブ運営指針」及び「放課後児童クラブ運営指針解説書」を参照するとともに、「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（こども家庭庁・文部科学省）」を参考にすること。

(8) 民間児童クラブにおける事故等発生時の報告

民間児童クラブにおける事故等発生時の報告に関する取扱要領に基づき、以下の事項に該当する場合は、速やかに事故報告書により、児童クラブ課へ報告すること。

ア. 児童クラブの登録児童(以下、「登録児童」という。)に対する育成支援により発生した事故のうち、心身に医療受診が必要となった事故（医療機関受診、施設内処置を問わず）又は死亡若しくは重症等の入院加療を必要とする事故

イ. 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置（以下、「安全装置」という。）の装備が義務付けられている自動車は以下の①及び②の双方に該当する場合、安全装置の装備が義務付けられていない自動車は以下の①に該当する場合に報告すること。

①点呼等による所在確認の不実施による事故

②安全装置の不適切な運用や故障等による事故

ウ. 登録児童を見失い、又は置き去り等が発生した場合（登録児童が自ら施設外に出た場合を含む。）で、警察への通報又は消防による救急搬送等救助協力を求めた事故

エ. 登録児童の所持品等に損害を及ぼし、損害賠償責任が発生し、又は発生する恐れがある事故（事業者の過失の有無を問わない。）

オ. 食中毒又は感染症等で法令により保健所へ通報が義務付けられている事故及び異物混入

カ. 放課後児童支援員等の法令違反、不祥事等

キ. その他特に市において報告が必要と認められる事故

詳細は、「民間児童クラブにおける事故等発生時の報告に関する取扱要領」参照のこと。

5. 遵守すべき法令等

- 01 児童福祉法（一部抜粋）
- 02 大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 03 大津市立児童クラブ運営指針
- 04 大津市放課後児童健全育成事業費補助金交付基準
- 05 放課後児童健全育成事業実施要綱
- 06 民間児童クラブ運営規程（参考）
- 07 放課後児童クラブ福祉サービス評価基準
- 08 自己評価実施ガイドライン
- 09 放課後児童クラブにおける虐待等の不適切な行為に関する対応について
- 10 保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン
- 11 民間児童クラブにおける事故等発生時の報告に関する取扱要領
- 12 放課後児童クラブ等における安全計画の策定に関する留意事項等について